

相模原市 住民基本台帳事務 全項目評価書の概要について

【問い合わせ先】相模原市 市民局 区政推進課

相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042（704）8911

特定個人情報保護評価書は、マイナンバーを含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）をコンピュータなどでの電子的な記録（以下「ファイル」という。）で保有する場合のリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

I 基本情報

◆事務の内容（住民基本台帳事務）

住民基本台帳は、住民の方々に関する記録を正確かつ統一的に行うもので、住民の居住関係を公証するとともに、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものです。

相模原市では、以下の事務で特定個人情報を取り扱います。

- ① 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成
- ② 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正
- ③ 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置
- ④ 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知
- ⑤ 本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付
- ⑥ 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知
- ⑦ 地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会
- ⑧ 住民からの請求に基づく住民票コードの変更
- ⑨ 個人番号の通知及び個人番号カードの交付
- ⑩ 個人番号カード等を用いた本人確認

◆事務において使用するシステム※

※システムとはコンピュータを利用して、情報を電子的に取扱う仕組みのことです。

（１）住民記録システム

住民基本台帳の記載・修正、住民票の写しの発行等を行うためのシステム。

（２）住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）

居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステム。

（３）中間サーバー

情報提供ネットワークシステムと相模原市のシステムをつなぐシステム。

（４）中間サーバーコネクタ

各システムと中間サーバー連携の中継及び連携に使用する団体内統合宛名番号を管理するシステム。

◆保有する特定個人情報ファイル

- (1) 住民記録ファイル【住民記録システム】
- (2) 本人確認情報ファイル【住基ネット】
- (3) 送付先情報ファイル【住基ネット】

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

ファイル名	(1) 住民記録ファイル (住民記録システム)	(2) 本人確認情報 ファイル (住基ネット)	(3) 送付先情報 ファイル (住基ネット)
対象となる 本人の数	10万人以上100万人未満		
対象となる 本人の範囲	区域内の住民（消除者を含む。）	区域内の住民	
必要性	住民基本台帳（住民票）に 個人番号を記載する必要があるため。	住基ネットを通じて全国 共通の本人確認を行うため。	個人番号の付番対象者に通 知する送付先情報を機構に 通知する必要があるため。
主な記録項目	個人番号、その他識別情報 (内部番号)、4 情報（氏 名・性別・生年月日・住 所）、医療保険・年金等業 務情報など	個人番号、4 情報（氏 名・性別・生年月日・住 所）など	個人番号、4 情報（氏名・ 性別・生年月日・住所）、 送付先情報など
事務担当部署	区政推進課、各区役所区民課、各まちづくりセンター 出張所・連絡所、DX推進課		
保有開始日	平成28年5月	平成27年6月	平成27年10月
使用開始日	平成29年1月	平成27年10月	
委託の有無	有	有	有
委託内容	①住民票交付等 ②住民記録システム運 用・保守 ③中間サーバーコネク タの開発・保守・運用	①住基ネットシステム 運用・保守 ②媒体の遠隔地保管	①住基ネットシステム 運用・保守 ②媒体の遠隔地保管
提供・移転の有 無 (提供・移転 先)	提供有 (情報提供ネットワー クによる提供) 移転有 (他課への移転)	提供有 (住基ネットによる 提供) 移転有 (他課への移転)	提供有 (住基ネットによる 提供) 移転無 (ー)
システム機器の 設置場所	入退室管理されたデー タセンター内	入退室管理されたセキュリティ区画内	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

ファイル名	(1) 住民記録ファイル (住民記録システム)	(2) 本人確認情報 ファイル (住基ネット)	(3) 送付先情報 ファイル (住基ネット)
特定個人情報の 入手に係るリス ク対策	・窓口での本人確認、チェック体制の徹底 ・システムによる重複データ対策、アクセス制御	・必要な情報に限定して住民記録システムから自動的に取得する仕組みの構築 ・住民記録システムとのデータ整合処理を実施	・必要な情報に限定して住民記録システムから自動的に取得する仕組みの構築 ・住民記録システムとのデータ整合処理を実施
特定個人情報の 使用に係るリス ク対策	権限を有した者以外は使用できない仕組みの構築 (生体認証による認証)	権限を有した者以外は使用できない仕組みの構築(生体認証による認証)	
	・システム操作ログの取得 ・ファイル使用者への研修、指導の徹底	・システム操作ログの取得 ・ファイル使用者への研修、指導の徹底	
特定個人情報の 取扱いの委託に 係るリスク対策	特定個人情報の取扱いについての事項を契約書に定めている。	個人情報の取扱いは庁舎内で行う作業に限定している(※媒体の遠隔地保管は除く)。	
特定個人情報の 提供・移転に係 るリスク対策	アクセス制御により不必要な情報へのアクセスを防止する仕組みの構築	定められた方法で、必要な情報に限定して提供する仕組みの構築	
情報提供ネット ワークシステム との接続	定められた方法で、必要な情報に限定して提供する仕組みの構築	定められた方法で、必要な情報に限定して提供する仕組みの構築	
特定個人情報の 保管・消去に係 るリスク対策	・セキュリティ区画への保管 ・バックアップの実施	・セキュリティ区画への保管 ・バックアップの実施	

Ⅳ その他のリスク対策

- ・規定・規則等に基づく自己点検
- ・職員、従事者等に対するセキュリティ研修の実施

Ⅴ 開示請求・問合せ

◆特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先

相模原市 行政資料コーナー

相模原市中央区中央 2-11-15

電話 042-769-8331

◆特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

相模原市 市民局 区政推進課

相模原市中央区中央 2-11-15

電話 042-704-8911

Ⅵ 評価実施手続

◆住民等からの意見の聴取

方法：パブリックコメント手続きに準じて行う。

実施期間：令和7年4月15日～令和7年5月14日

◆第三者点検

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に諮問